

## 就学援助のお知らせ

### 1. 就学援助とは

斜里町の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により児童生徒の就学に要する経費の支出が困難な保護者を対象に学用品費等の一部を援助する制度です。

### 2. 就学援助を希望する場合の手続き

就学援助の受給を希望される方は、「要保護及び準要保護児童生徒にかかる世帯票」「税情報使用同意書」「収入のある方全員の収入がわかる書類（源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し）」を提出してください。（提出様式については各学校にあります。）

### 3. 就学援助の申込期日 随時受け付けます。

### 4. 就学援助の対象者

次の認定方法により経済的に困窮していると認定された方。

- 【1】 給与所得者の場合は、児童扶養手当を加えた「収入金額」から「社会保険料（前年度分として納入した金額）」「生命・損害保険料」を控除した額を「認定対象額」とし、これが生活保護法による保護基準額を準用して定めた一定の額に対して1.3倍以下に該当する者。
- 【2】 事業所得者（営業・農業等）の場合は、所得金額に専従者控除額を加算して得た額から「社会保険料（前年度分として納入した金額）」（国保加入者については、これに読み替える。）「生命・損害保険料」を控除した額を「認定対象額」とし、これが生活保護法による保護基準額を準用して定めた一定の額に対して1.3倍以下に該当する者。

（計算式）

（給与所得者の場合）

$(\text{給与収入金額} + \text{児童扶養手当}) - (\text{社会保険料} + \text{生命・損害保険料}) \leq \text{生活保護法による保護基準額} \times 1.3$

（事業所得者の場合）

$(\text{所得金額} + \text{専従者控除額}) - (\text{社会保険料} + \text{生命・損害保険料}) \leq \text{生活保護法による保護基準額} \times 1.3$

### 5. 援助を受けられる目安（家族の年齢構成により金額は変動しますので、あくまでも目安

とを考えてください。)

- 【1】 5人世帯（父・母・高校生・中学生・小学生）・・・概ね3,900千円以下が対象
- 【2】 3人世帯（母・小学生2人）・・・概ね2,500千円以下が対象

#### 6. 援助費の支給品目

- 【1】 学用品費、体育実技用具費（小1・4年、中1年のみ） → 保護者へ支給
- 【2】 医療費（トラコーマ及び結膜炎、白せん・かいせん及び膿か疹、中耳炎、副鼻腔炎及びアデノイド、虫歯、寄生虫） → 受診病院へ支給
- 【3】 給食費 → 給食センターへ支給
- 【4】 修学旅行費 → 学校へ支給

\* 医療費について

就学援助を認定された方は、【2】の病気を治療する際、学校から「医療券」をもらって病院へ提出してください。治療費が免除されます。

不明な点は、斜里町教育委員会生涯学習課教務係（TEL 23-3131 内線230）までお問い合わせ下さい。